

## ～宜野座村国民健康保険税率改正について～

沖縄県は数年後、市町村で異なる国民健康保険税率を統一し、県内どの市町村に住んでも同じ保険税額にする方針を掲げております。本村の保険税率は県平均を下回っているため、統一後加入者の急激な負担増にならないよう、段階的に県平均に引き上げて行く必要があります。

また、本村の国保運営状況は、収入と支出のバランスが崩れ、支出に対し収入が不足し村の一般会計から補填している状況が続いているため、国保税率を改正することになりました。

今年度国保税率は以下のとおり改正となります。

		令和5年度	令和6年度
医療分	所得割	5.4%	5.4%
	資産割	18.0%	18.0%
	均等割	15,000円	15,000円
	平等割	15,000円	15,000円
	賦課限度額	65万円	65万円
支援分	所得割	2.2%	2.2%
	資産割	10.0%	10.0%
	均等割	6,000円	6,000円
	平等割	5,500円	5,500円
	賦課限度額	22万円	24万円
介護分	所得割	1.6%	1.6%
	資産割	4.0%	4.0%
	均等割	6,500円	6,500円
	平等割	3,600円	3,600円
	賦課限度額	17万円	17万円

県は資産割を廃止し、賦課方式を4方式から3方式に統一する方針であることを踏まえ、本村も「資産割」の税率を段階的に引き下げ、逆に「所得割・均等割・平等割」を段階的に引き上げ、収支のバランスの改善を計りたいと考えます。

本村の賦課方式(4方式)		沖縄県統一後の賦課方式(3方式)	
所得割	加入者の所得に税率を乗じて算出	所得割	加入者の所得に税率を乗じて算出
資産割	固定資産税額に税率を乗じて算出	資産割	廃止
均等割	加入者1人に加算	均等割	加入者1人に加算
平等割	1世帯に加算	平等割	1世帯に加算

※均等割、平等割には、所得による軽減制度があり、均等割には未就学児に対する軽減制度もあります。